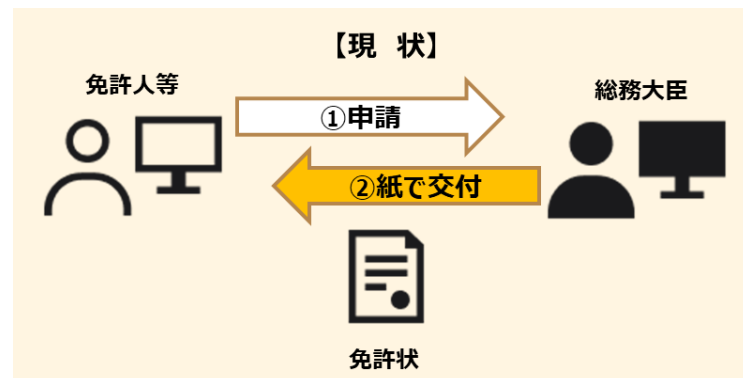


無線局の免許状等のデジタル化等による電波法関係手数料令の一部改正（概要）

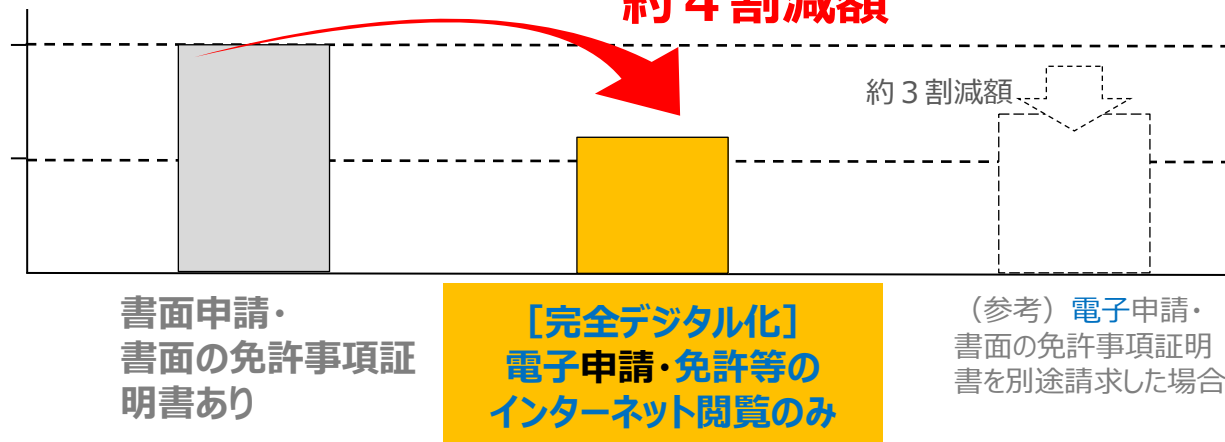
1. 概要

- 「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号)」により、無線局の免許状等のデジタル化等を実施します。
※無線局の免許等の申請処理業務を行う情報システム(総合無線局監理システム)を刷新。
- 免許等の手続を**完全デジタル化する場合等の申請手数料等を新たに定めます**。(申請を紙で行い、紙の免許証明書等の交付を行う場合に比べて、**平均約4割減額**)
- 無線従事者の免許の電子申請について、手数料を定めます。
※無線従事者免許証の電子化については、検討中です。
- 完全デジタル化の促進等により、**免許等の交付までの迅速化、利便性の向上等**による申請者等・総務省双方の**コスト削減、業務効率化**を推進します。

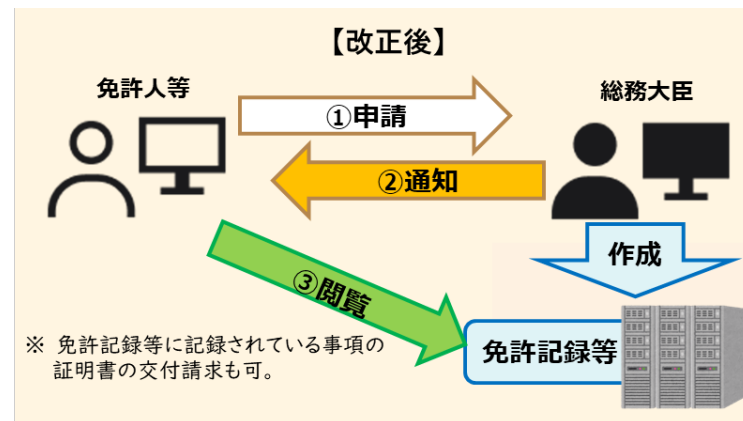


2. 手数料額の削減のイメージ

約4割減額



※新たに定める「完全デジタル化の手数料額」は、現行の電子申請の手数料額と比べて最も安くなります。



3. 今後の予定

いただいた御意見等を踏まえ、速やかに手続を進めます。施行については、改正法の公布日（令和7年4月25日）から起算して9ヶ月以内を予定しています。